

平成20年11月21日

各位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	代表取締役会長 吉本 喬美
(コード番号)	6842 東証第二部
問合せ先	常務取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL	03-5148-3000

(訂正)「新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ」の一部訂正について

平成20年11月14日に発表いたしました「新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ」の内容の一部訂正がありましたので、お知らせいたします。

訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正前】

当社は、平成20年11月14日開催の取締役会議において下記のとおり、会社法第236条、同第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領で当社及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて平成20年12月19日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

【訂正後】

当社は、平成20年11月14日開催の取締役会議において下記のとおり、会社法第236条、同第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領で当社従業員及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて平成20年12月19日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

【訂正前】

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける募集をすることを必要とする理由

当社及び子会社の業績向上に向け優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で当社及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

【訂正後】

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集をすることを必要とする理由

当社及び子会社の業績向上に向け優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で当社従業員及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

【訂正前】

当社及び子会社の取締役、従業員

【訂正後】

当社従業員及び子会社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

【訂正前】

当社普通株式 35,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の数式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

(後略)

【訂正後】

当社普通株式 35,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の数式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(後略)

(5) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

【訂正前】

(前略)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り行使価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(後略)

【訂正後】

(前略)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(後略)

(7) 新株予約権の行使の条件

【訂正前】

- ① 新株予約権の割当を受けた当社子会社の取締役及び従業員は、権利行使時において、当社子会社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

【訂正後】

- ① 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び子会社の取締役及び従業員は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員、当社または当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

(8) 新株予約権の取得の条件

【訂正前】

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる

【訂正後】

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
- ③ 上記のほか、当社はいつでも新株予約権を無償で取得できる。

以上